

郡山市立小・中学校学校給食四者協議会設置要綱

平成 11 年 4 月 1 日制定

【学校教育部学校管理課】

(設置)

第 1 条 郡山市立小・中学校における学校給食調理業務を円滑かつ効率的に推進するため、学校給食調理業務を委託している学校ごとに、学校給食四者協議会（以下「四者協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 四者協議会は、前条の目的を達成するため、委託に係る学校給食調理業務に関し、必要な事項について協議する。

(組織)

第 3 条 四者協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| (1) 当該学校の長及び教職員（栄養士を含む） | 4 人以内 |
| (2) 当該学校の P T A 会長及び役員 | 3 人以内 |
| (3) 学校給食調理業務委託業者 | 2 人（うち 1 人は、主任調理員とする。） |
| (4) 教育委員会事務局職員 | 2 人以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び職務代理者)

第 5 条 四者協議会に会長を置き、会長には学校長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、四者協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(召集)

第 6 条 四者協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第 7 条 教育長は、必要があると認めるときは、協議内容について会長に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。